

お元気ですか社協です

奥尻町
社会福祉
協議会

会員の皆さん
今年もよろしく
お願いいたします

社会福祉協議会では「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、福祉事業を推進しております。

その財源の一助として、皆さんが社協の会員となつて、会費でご支援いただいているのが会員（会費）制度です。

福祉活動の充実には、町民皆さんのご協力が必要です。

この制度の趣旨をご理解いただき、今年も皆さんのご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

23年度会員（会費）の内訳

区分	対象会員	会員数	会費総額
一般会費	各町内会で協力	8町内会	332,800円
賛助会費	個人等で協力	26人	78,000円
団体会費	法人、商店、団体で協力	17団体	120,000円
計			530,800円

※区分別会費は、原則次のとおりです。（年額、一口当たり）

●一般会員 600円 ●賛助会員 1,000円 ●団体会員 5,000円

【社協会員にご加入くださるようお願いいたします】

相談窓口開設

社協では、「心配ごと」「困りごと」「苦情」などについて相談窓口を開設しています。各関係機関と連絡をとりながら、適切な助言や紹介、情報の提供などを相談員が対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

とき

毎週水曜日 午後1時〜4時

ところ

社会福祉協議会 相談室

電話 213591 FAX 213927

瀬川 マキさん

満 100 歳

おめでとうございます

奥尻地区の瀬川マキさん（現在は青苗地区に居住）が9月10日に誕生日を迎え、100歳となり、内閣総理大臣より、ご長寿のお祝いとして表彰状と記念品が授与されました。

お祝いの伝達には新村町長が赴き、ご家族や関係者のみなさんと一緒に喜びを分かち合いました。

これからもお体を大切に、いつまでもお元気で…。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

◇ 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ ◇

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収書）を添付して下さい。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛に送られた控除証明書を添付のうえ申告して下さい。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせ下さい。

控除証明書専用ダイヤル（平成24年11月1日～平成25年3月15日）

☎0570-070-117（ナビダイヤル）